

第三八回

参第一三号

農業基本法（案）

目次

前文

第一章 総則（第一条 第六条）

第二章 農業生産（第七条・第八条）

第三章 農畜産物の価格及び流通（第九条 第十二条）

第四章 農業経営基盤の整備（第十三条 第十八条）

第五章 農畜産物の輸出入（第十九条 第二十一条）

第六章 農業用資材及び農村工業（第二十二条 第二十五条）

第七章 農業従事者の地位の向上（第二十六条・第二十七条）

第八章 農業災害対策（第二十八条 第三十条）

第九章 農業行政機関及び農業従事者の団体（第三十一条・第三十二条）

第十章 農政審議会（第三十三条 第三十八条）

附則

わが国の農制は、明治維新以後、封建的土地制度から寄生的地主制度に変わり、また、世界でもまれな多数の農業人口と狭少な農耕地のため、零細農耕者が増加するばかりであった。一方、資本主義経済の発展は、農業従事者の生活文化をいよいよ窮地におとしいれた。太平洋戦争後に農地解放が行なわれ、自作農の育成の政策がとられた後においても、小農の維持を目的とする農地制度のため、農業従事者の生活文化の向上と農業経営の近代化が阻止されて今日に至った。

わが国の農業は、このような歴史と条件の下にありながら国民経済の成長発展に寄与したことはきわめて大きく、将来においても農業の重要性は変わらないのである。

よつて、われわれは、農業発展の障害となる経済的社会的諸要因を除去し、農業従事者の所得を他産業従事者のそれと均衡させるために、経営規模の拡大充実等農業基盤の整備を行なうことによつて農業生産性の向上と農業従事者の地位の向上を期するものである。しかして、国は、その責任において、農業従事者の自主的な協同組織である農業協同組合等を通じてこれらの活動を行なわせるよう適切な施策を進める必要がある。

ここに、新たなる農業の原則を確立するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、わが国の農業及び農業従事者が国民経済の成長発展及び社会生活の進歩向上に寄与するため、農業が負わされている経済的社会的諸制約を是正し、経営規模の拡大充実等農業基盤の整備を行ない、農業経営の近代化を促進し、もつて農業従事者の所得及び生活水準が他産業従事者のそれと均衡するよう、国の責任において農業生

産性の向上と農業従事者の地位の向上を図ることを目的とする。

(国の施策等)

第二条 国は、前条の目的を達成するため、法制、財政、税制、金融等の政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講じなければならない。

3 前二項の施策を講ずるにあつては、農業従事者の協同組織の自主的な活動を助長しなければならない。

4 第一項及び第二項の施策を講ずるにあつては、地域性を配慮しなければならない。

(農業基本計画)

第三条 政府は、第一条の目的を実現するため、次の各号に掲げる計画を含む長期の農業基本計画を樹立し、これを国会に提出してその承認を受けなければならない。

一 農業生産基盤の整備拡充計画

二 農用地の造成計画

三 農畜産物の生産及び需給計画

四 農業用資材の需給計画

五 協同組織の拡充計画

六 農業経営の近代化計画

七 所得格差の解消計画

八 生活環境の整備計画

2 政府は、前項の規定により農業基本計画を樹立するには、農政審議会の議決を経なければならない。

3 前二項の規定は、第一項の農業基本計画を変更する場合について準用する。

(農業年度計画)

第四条 政府は、前条第一項の農業基本計画に基づき、毎年度、農政審議会の議決を経て、次年度の農業年度計画を樹立し、これを国会に提出してその承認を受けなければならない。

(農業の動向等に関する年次報告)

第五条 政府は、毎年度、農業の動向及び政府が農業に関して講じた施策に関する報告を国会に提出しなければならない。

2 前項の報告には、農業の生産性及び農業従事者の生活水準の動向、農業経営の近代化の進行度並びにこれらに関する政府の所見が含まれていなければならない。

3 第一項の報告及び前項の所見の基礎となる統計の調製及び利用並びに同項の所見については、農政審議会の意見をきかなければならない。

(予算の確保等)

第六条 国は、第四条の農業年度計画を実施するため必要な金額を予算に計上しなければならない。

- 2 国は、第二条の施策を講ずるにあつては、農業従事者及びその団体が行なう事業に必要な長期、かつ、低利の資金の円滑な供給を図らなければならない。

第二章 農業生産

(長期生産計画)

第七条 政府は、第三条第一項の農業基本計画に基づき、主要な農畜産物につき、長期生産計画をたて、これを公表しなければならない。この場合において、長期生産計画は、必要に応じ、主要な生産地域についてもたてるものとする。

- 2 前項の長期生産計画については、農政審議会の意見をきかなければならない。
- 3 前二項の規定は、第一項の長期生産計画を変更する場合について準用する。

(農業生産に関する施策)

第八条 国は、農業生産の計画的拡大及び農業生産性の向上を図るため、前条第一項の長期生産計画に基づき、次の各号の施策を講じなければならない。

一 需要が増加する農畜産物の生産の増進、需要が減少する農畜産物の生産の転換等農業生産を合理化すること。

二 土地及び水の農業上の効率的な利用及び積極的な開発をすること。

三 農用地の合理的利用及び集団化、果樹及び家畜の導入、機械化の促進等農業経営を近代化すること。

- 2 農業技術の向上を図るため、農業技術センターを主要地区に置くものとする。
- 3 前条第一項の長期生産計画の実施は、農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「農業協同組合」と総称する。）に当たらせるものとする。

第三章 農畜産物の価格及び流通

(農畜産物の価格支持)

第九条 国は、主要な農畜産物の価格については、生産費及び所得補償の原則に基づく支持価格により安定させ、かつ、必要に応じ、政府の直接買入れによる安定施策を講ずるものとする。

- 2 政府は、定期的に、前項の主要な農畜産物の価格の支持に関して講じた施策につき、その結果を公表するとともに、これに基づき、農畜産物の価格の安定に関する施策の方針を定めなければならない。
- 3 前項の方針を定めるにあつては、農政審議会の意見をきかなければならない。

(農畜産物の流通の合理化等)

第十条 国は、農業経営の近代化を促進するため、需要の高度化を考慮して、農業協同組合及び農業従事者のその他の団体が行なう農畜産物の販売、貯蔵、保管等の事業を推進し、並びに農業協同組合及び農業従事者のその他の団体が行なう農畜産物の加工の事業を拡充するのに必要な施策を講ずるものとする。

(市場の整備等)

第十一条 国は、農畜産物の取引の適正化を図るため、生産地市場を農業協同組合及び農

業従事者のその他の団体のみに管理させ、また、消費地市場については、これを整備拡充するとともに、その公共性を強めるため、消費者及び生産者をして運営に参加させるものとする。

2 国は、必要に応じ、農畜産物の市場を国の管理の下に置くことができる。

第十二条 国は、農畜産物の需要の増大を図るため、主要都市にモデル小売市場の設置をする等農業協同組合及び農業従事者のその他の団体と消費者の団体との連携を促進するのに必要な施策を講ずるものとする。

第四章 農業経営基盤の整備

(経営規模の拡大)

第十三条 国は、経営規模の拡大により農業経営の経済的確立を図るため、次の各号の施策を講ずるものとする。

- 一 農用地の造成等農業生産基盤の整備を行なうこと。
- 二 農業経営の細分化を防止するため、遺産の相続にあつては、農業資産が共同相続人の一人に帰属するように必要な施策及び助成措置を行なうこと。
- 三 農用地の権利移動の適正を期するため、農業協同組合が一定期間内の農用地の信託を引き受けることができるようにすること。

(協同化の促進)

第十四条 国は、自立経営が可能であるかどうかを問わずすべての農家の農業経営の発展と所得の向上を図るため、農業協同組合が行なう協同化の事業を推進するほか、農業従事者が農用地についての権利又は労力を提供し協同して農業を営む組織の整備を促進する等の必要な施策を講ずるものとする。

(兼業農家及び零細農家に対する措置)

第十五条 国は、兼業農家及び零細農家の協同化を促進するにあつては、これらの者の実態を考慮して、次の各号の措置を講じなければならない。

- 一 兼業農家が協同の事業に参加する場合には、少なくとも従前の農業所得が確保されるよう措置すること。
- 二 零細農家が協同化により養畜、園芸等の専門農業を営む場合には、特別の助成を行なうこと。

(へき地農業の振興)

第十六条 国は、へき地農業の特殊性にかんがみ、その振興を図るため、次の各号の措置を講じなければならない。

- 一 農業の協同化及び機械化、家畜の導入、家内工業等について特別の助成を行なうこと。
- 二 交通、通信、電気、保健等生活環境の整備を行なうこと。
- 三 傾斜地、海岸砂地等の農業生産力及び労働効率を高めるため、土地の利用条件の整備を行なうこと。

(教育の充実等)

第十七条 国は、近代的農業経営の担当者としての人材の養成及び確保を図るため、教育施設の整備拡充、試験研究及びその成果の普及による農業技術の高度化の促進等必要な施策を講ずるものとする。

(就業機会の保障)

第十八条 国は、農業従事者のうち、農業経営の近代化の過程において他産業へ移るものに対しては、その責任において、就業機会の保障と雇用条件の整備に必要な施策を講じなければならない。

第五章 農畜産物の輸出入

(農畜産物の輸入の規制)

第十九条 国は、国内産農畜産物と競合関係にたつ外国産農畜産物の輸入について規制を加え、原則として、国内の需要に不足する量に限り輸入するように措置するものとする。

(農畜産物の輸出の振興)

第二十条 国は、農畜産物の輸出を振興するため、輸出取引の適正化、輸出農畜産物の品質保全、特殊貨物船の建造等による輸送の合理化、海外市場の開拓、宣伝等必要な施策を講ずるものとする。

(組合貿易の促進)

第二十一条 国は、農業協同組合を中心とする組合貿易を積極的に促進するため、必要な施策を講ずるものとする。

第六章 農業用資材及び農村工業

(農業用資材の生産費及び価格の引下げ)

第二十二条 国は、肥料、飼料、農薬、農機具等主要農業用資材の生産設備の近代化及び合理化を促進し、これらの農業用資材の生産費及び価格の引下げを図るため、必要な措置を講ずるものとする。

第二十三条 国は、前条の目的を達成するため必要と認めるときは、同条の農業用資材に関する生産、購買、輸入等の事業に農業協同組合及び農業従事者のその他の団体を参加させるため、必要な措置を講じなければならない。

(農業用資材の協同生産の助長)

第二十四条 国は、農業協同組合及び農業従事者のその他の団体が第二十二条の農業用資材の協同生産を行なう場合には、これを助長するため、法制上、財政上、税制上及び金融上特別の措置を講じなければならない。

(農村工業の育成)

第二十五条 国は、農業協同組合及び農業従事者のその他の団体による農村工業の計画的育成につき、必要な施策を講ずるものとする。

第七章 農業従事者の地位の向上

(生活環境の整備)

第二十六条 国は、農村の生活改善を図るため、交通、通信、水道、電気等の施設を拡充完備し、及び文教、保健、社会保障等の施設を整備充実する等農村と都市との生活文化の格差を解消するのに必要な措置を講じなければならない。

(農業従事者の団結権等)

第二十七条 国は、農業従事者の自主的組織を育成強化するため、農業従事者の組織に関する法律を制定し、その団結権、団体交渉権等を保障し、農業従事者の地位の向上に努めなければならない。

第八章 農業災害対策

(農業災害対策)

第二十八条 国は、災害から農業経営をまもり、農業所得の安定を図るため、災害による所得の損失の補てん等に関する必要な施策を講じなければならない。

第二十九条 国は、農業経営に関する施設及び農畜産物の災害による被害に対する総合的かつ恒久的な防除措置を講じなければならない。

第三十条 国は、災害による農用地及び農業用施設の被害については、その負担において、復旧を行なわなければならない。

第九章 農業行政機関及び農業従事者の団体

(農業行政の組織及び運営)

第三十一条 国及び地方公共団体は、この法律に基づいて講ぜられるべき農業に関する施策が円滑に遂行しうるように、その行政の組織及び運営を整備改善しなければならない。

(農業従事者の団体の整備育成)

第三十二条 国は、国民経済の成長発展に伴う農業の発展、市場の拡大等に対応するため、農業従事者の団体の整備育成特に農業従事者の団体による指導体制の強化につき、必要な施策を講ずるものとする。

第十章 農政審議会

(設置)

第三十三条 総理府に、附属機関として、農政審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第三十四条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査審議し、及び必要と認める事項を内閣総理大臣又は関係各大臣に建議することができる。

(組織)

第三十五条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、農業従事者及び農業、財政又は経済に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が国会の承認を得て任命する。

3 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。

- 4 委員は、非常勤とする
- 5 委員は、その職務に対して報酬を受けない。

(資料の提出等の要求)

第三十六条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は農業に関し調査若しくは研究を行なう団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第三十七条 審議会の庶務は、農林大臣官房において処理する。

(委任規定)

第三十八条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。
第四条中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。
十九 農政審議会に関する事務（庶務を除く。）を行なうこと。
第十五条第一項の表中産業災害防止対策審議会の項の次に次のように加える。

農 政 審 議 会	農業基本法（昭和三十六年法律第 号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと
-----------	--

理 由

農業及び農業従事者が国民経済の成長発展及び社会生活の進歩向上に寄与することの重要性にかんがみ、農業従事者の所得及び生活水準が他産業従事者のそれと均衡するよう農業生産性の向上と農業従事者の地位の向上を図るため、新たなる農業の原則を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。